

(3) その他の制度改善等

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
1	公営住宅制度	<p>○住宅セーフティネットの新たな仕組みの構築(抜本的な制度改善提言)</p> <p>・新たな住宅セーフティネットとしてバウチャー制度 ・バウチャー制度の実施にあたり、公営住宅家賃補助の国費による財源措置</p> <p>(当面の変更) ・用途廃止事業における明渡し請求権付与</p> <p>[提言先 内閣府・国土交通省]</p>	<p>◇ 民間賃貸住宅ストック等を活用した新たな住宅セーフティネットとしてバウチャー制度を検討すべき。</p> <p>◇ バウチャー制度の実施にあたっては、公営住宅の家賃は市場家賃とし、家賃補助について国費による財源措置をすべき。</p> <p>◇ 管理戸数未満の建替えや、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止事業における明渡し請求権を付与すべき。</p>	<p>(新たな住宅セーフティネットとしてのバウチャー制度)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度～) ・22年度より、住宅まちづくり部、福祉部による検討体制のもと、制度設計等について検討を行った。 (23年度) ・制度案検討にあたって、専門家からの意見聴取や国土交通省、厚生労働省との意見交換を実施。 ・24年3月、検討を踏まえた住宅バウチャー制度について、国に対し制度提案を実施。 (24年度) ・24年6月 国の生活困窮者対策の検討の場で、住宅バウチャー制度について提示。 ・24年7月、住宅セーフティネットの確立・強化へ向け、国(国交省・厚労省)への提案・要望を実施。〈部単独要望〉</p> <p>(建替え・用途廃止事業における明渡し請求権付与)</p> <p>評価: △</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年3月、内閣府・国土交通省に対し用途廃止事業における明渡し請求権付与に関する提言を行った。 (23年度) ・23年7月、用途廃止事業における明渡し請求権付与に関して、国へ制度提言。〈部単独要望〉 (24年度) ・24年8月、用途廃止事業における明渡し請求権付与に関して、国へ制度提言。〈部単独要望〉</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・23年6月に、公営住宅建替事業の施行要件の技術的助言が、国土交通省から通知。建替えに対する制度改善が図られた。</p>	<p>住宅まちづくり部 住宅まちづくり総務課 居住企画課</p> <p>福祉部 福祉総務課 地域福祉推進室</p> <p>住宅まちづくり部 住宅経営室</p>

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
2	子ども手当	<p>○政府与党のマニフェストのとおり、国の責任で全額財源を確保すべき</p> <p>○一部を現物給付化する場合、その対象事業は、地方の判断によるものとするべき</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>	<p>(国の責任で全額財源確保)</p> <p>評価: ×</p> <p>(24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒久法としての改正児童手当法(H24.3.30成立)に基づき、新たな児童手当制度が運用されている。 <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年6月、厚生労働省に対し、全国一律の現金給付は国の責任において実施し、その全額を国が負担するよう要望を行った<府最重要要望> ・22年7月<部単独要望>、12月<近畿ブロック知事会議要望>で同要望を行った。 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年7月、子ども手当に関する要望を行った<福祉部単独要望> ・23年11月に厚生労働省に対し、「平成24年度以降の子どもに対する手当の地方負担に対する意見」緊急提言を行った。<近畿ブロック知事会議要望> <p>(参考:近畿ブロック知事会緊急提言)</p> <p>○地方と協議の場を設けることなく行われた地方負担を求める提案は、次の通り反対し、直ちに撤回すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律に実施する現金給付であり、全額国費で賄うべき。 ・年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分は、地方固有の財源であり、その用途を子どもに対する手当に限定することは受け入れられない。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方負担は継続しているが、「国と地方の協議の場」を経て、制度が取りまとめられたものであることから、24年度は部単独国家要望は行っていない。 	福祉部 子ども室 家庭支援課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
2	※つづき 子ども手当	<p>○政府与党のマニフェストのとおり、国の責任で全額財源を確保すべき</p> <p>○一部を現物給付化する場合、その対象事業は、地方の判断によるものとするべき</p> <p>[提言先 厚生労働省]</p>		<p>(一部現物給付化する場合の対象事業は地方判断)</p> <p>評価：一</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年12月、厚生労働省に対し、現物給付は地方の責任と創意工夫により提供できる仕組みとするとともに、財源については税財源移譲等により措置するよう要望を行った。〈近畿ブロック知事会議要望〉 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当について、国と地方の協議の場で議論された結果、現物給付化されず、恒久的な子どものための手当制度（負担割合 国：地方＝2：1）を創設することにより、現金給付されることになった 	福祉部 子ども室 家庭支援課
3	その他 【税制度に関する制度改善】	<p>○軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度の見直し</p> <p>[提言先 総務省]</p>	<p>◇ 軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金については、国通知(昭和48年自治省税務局長通知)に基づき、全都道府県がほぼ同一の交付率(納税額の2.5% 府は平成11年度から2.0%に削減)で支出しているが、地域主権をすすめる観点から、奨励金のあり方や交付率など、制度全般についての見直しを行うべき。</p>	<p>(軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度の見直し)</p> <p>評価：△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年3月、総務省に対し、軽油引取税の特別徴収義務者に対する徴収奨励金制度全般の見直しに関する要望を行った。 ・23年5月、三府県(神奈川県、愛知県、大阪府)税務主管課長会議で情報交換 <p>【交付基準の見直しの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期内完納税額について更正減額等があった場合、既交付分に係る更正減額等相当分を次回交付分から控除して徴収奨励金額を算出するように交付基準の見直しを行う(25年度交付分から適用予定)。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の税制論議を注視 ・24年度末までに交付要領の改正 	総務部 税務室 徴税対策課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	<p>その他</p> <p>【地域の実情に応じた施策展開に向けた制度改善】</p>	<p>○地域に密着した施策に係る税財源の移譲</p> <p>[提言先 厚生労働省・文部科学省]</p>	<p>◇ 保育などの子育て支援に関する事務や高齢者の地域参画 や健康増進をすすめる施策については、地域の実情に応じ、実施主体である市町村が自主的な判断のもと事業実施すべきとの観点から、現行の国庫補助制度を廃止し、責任に見合った税財源の移譲を市町村に対して行うこと。</p>	<p>(地域に密着した施策(福祉分野)に係る税財源の移譲)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、税財源の移譲について要望を行った。<部単独要望> (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、税財源の移譲について要望を行った。<部単独要望></p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・24年12月においては、提言内容は実現していないが、今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。 ・保育所運営費補助金(病児・病児後保育事業を含む)、放課後児童健全育成事業費補助金、子育て支援のための拠点施設整備事業費で実施している事業については、24年8月公布、27年度本格施行予定の子ども・子育て関連3法において、市町村において実施されることとされているが、財源措置の方法等について今後検討されるため、引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p> <p>(地域に密着した施策(教育分野)に係る税財源の移譲)</p> <p>評価: ×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・24年7月、文部科学省に対して、税財源の移譲について要望を行った。 ・教育コミュニティづくり推進事業(旧・おおさか元気広場推進事業)については、税財源の移譲とともに、一体的かつ弾力的な経費執行が可能となるよう制度改善の要望も行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・事業について申請窓口の一本化や、事業経費の執行について一定の弾力化は図られたが、税財源の移譲については進展せず。 ・今後も引き続き、適切な措置が講じられるよう求めていく。</p>	<p>福祉部 福祉総務課</p> <p>教育委員会 事務局 地域教育振興課</p>

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	その他 【費用負担の適正化に向けた制度改善】	○肝炎対策事業の全額国庫負担化 [提言先 厚生労働省]	◇ 肝炎対策関連事業(ウイルス検査及び医療費援助)については、肝炎対策基本法前文にも明記のとおり国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、最終の司法判断において国の責任が確定している事案を契機とする事業であることから、所要の事業費については全額国庫負担において実施すべき。	(肝炎対策事業の全額国庫負担化) 評価: × 【国に対する提言の実施状況】 ・24年6月、厚生労働省に対し、肝炎対策事業の全額国庫負担化に関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・24年7月、厚生労働省に対し、肝炎対策事業の全額国庫負担化に関する要望を行った。〈部単独要望〉 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・24年度においては、提言内容は実現せず。これからも引き続き、必要な提言を行っていく。 ・現在のところ提言内容に係る25年度政府予算措置及び法改正などの具体的な動きなし。	健康医療部 保健医療室 健康づくり課
3	その他 【施策ニーズに対応した制度改善】	○障がい児施設の職員配置基準の拡充 [提言先 厚生労働省]	◇ 障がい児施設における看護師、栄養士など施設運営上不可欠な職員については、国の配置基準を施設の実情に合わせて見直すべき。	(障がい児施設の職員配置基準の拡充) 評価: △ 【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年7月、厚生労働省に対し児童福祉施設職員配置基準見直し等について要望を行った。〈部単独要望〉 (23年度) ・23年7月、厚生労働省に対し、障がい児施設等の職員配置や報酬体系等の見直しについて要望を行った。〈部単独要望〉 (24年度) ・24年7月、厚生労働省に対し、障がい特性に応じたきめ細やかなサービス提供を実施するために必要に応じて報酬体系や基準の見直しを行うよう要望を行った。〈部単独要望〉 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・国においては、障がい児入所施設及び通所支援に関する人員、設備及び運営に関する基準を児童福祉法の改正に合わせて24年4月1日に施行したところであるが、今後も実情に合わせて見直しが必要であることから、引き続き提言を行っていく。	福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	<p>その他</p> <p>※つづき 【施策ニーズに対応した制度改善】</p>	<p>○ 高等教育における公私の授業料負担格差の是正</p> <p>・ 就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担を軽減</p> <p>・ 「高校生修学支援基金」を地域の実情に応じて活用できる制度とするとともに、都道府県の授業料減免支援に対する財源措置</p> <p>[提言先 文部科学省]</p>	<p>◇ 平成22年度から、公立については授業料不徴収となったのに対し、私立については就学支援金制度が創設されたものの、なお多額の授業料負担が残っている。</p> <p>◇ 高等教育においては、公立・私立高校の双方が公教育としての役割を担っており、家庭の状況にかかわらず、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担の軽減を図るべき。</p> <p>◇ 「高校生修学支援基金」を、授業料や入学料の減免に係る所要額への全額充当など地域の実情に応じて活用できる制度とするともに、都道府県が実施する授業料減免支援について、必要な財源措置を講じるべき。</p>	<p>(就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度を見直し)</p> <p>評価:△</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・ 22年6月、文部科学省に対し、就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度の見直しに関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・ 22年12月・23年1月、文部科学省に対し、「高校生修学支援基金」制度見直しに関する要望を行った。 (23年度) ・ 23年4月、文部科学省から、「市町村民税所得割額」に関する見解が示され、「所得税非課税」区分相当となる範囲が明確化されたことにより、22年度においては、当初見込みより約4.4億円増の基金取崩しが可能となった。 ・ 23年6月、文部科学省に対し、就学支援金制度を拡充、「高校生修学支援基金」制度の期間延長や見直しに関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・ 23年11月 国の第3次補正予算案の成立に伴い、高校生修学支援基金の延長(3年間)と基金の積み増し(189億円)が計上された。 ・ 24年3月 高校生修学支援基金の積み増し(全国189億円のうち、大阪府分37億円)がされた。 (24年度) ・ 24年6月、文部科学省に対し、就学支援金制度の拡充と、「高校生修学支援基金」制度の見直しに関する要望を行った。〈府最重点要望〉 ・ 24年12月、文部科学省に対し、24府県の連名及び府単独により基金の積み増しに関する要望を行った。</p> <p>【制度の改善状況及び今後の対応】 ・ 引き続き必要な提言を行っていく。 〈国の動き(25年1月)〉 ・ 国において「高校授業料無償化にかかる26年度からの所得制限の在り方を含めた高校生の修学支援方策について、総合的に検討を行う。」との動きあり。 ・ 高校生修学支援基金の追加交付の動きなし。</p>	<p>府民文化部 私学・大学課</p>

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	<p>その他</p> <p>【情報ネットワークに関する制度・運用改善】</p>	<p>○住民基本台帳ネットワークに係る費用負担の適正化</p> <p>[提言先 住民基本台帳ネットワーク推進協議会]</p>	<p>◇ 全国共通の本人確認を行うシステムとして利用が拡大しているが、利用実績に対して、運用経費に占める地方の負担が重い。全体の運用経費を抑制するなど経費縮減を図りつつ、情報提供手数料の増収を通じて、国・地方の費用負担を見直すべき。</p>	<p>(住民基本台帳ネットワークの費用負担適正化)</p> <p>評価：○</p> <p>【国等に対する提言の実施状況】</p> <p>(22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年10月、住民基本台帳ネットワーク推進協議会に対し、経費縮減の提言を行った。 ・23年1月、地方自治情報センター(国の指定情報処理機関)に対し、23年度事業計画・収支予算(案)について予算の削減を求めた。 ・23年2月、住民基本台帳ネットワーク推進協議会で地方の負担軽減を提言。 ・23年3月、地方自治情報センターに対して、今後も地方の負担軽減に努めるよう要望。 <p>(23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年11月、地方自治情報センターに対して、更なる地方の負担軽減に努めるよう要望。 ・24年1月、地方自治情報センターに対し、24年度事業計画・収支予算(案)について予算の削減を要望。 ・24年2月、住民基本台帳ネットワーク推進協議会で地方の負担軽減を提言。 <p>【制度の改善状況及び今後の方針】</p> <p><運用経費について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府から地方自治情報センターへの交付金削減額(22年度比較)23年度：△55,250千円、24年度：△52,816千円。 	<p>総務部 市町村課</p>

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課	
3	<p>その他</p> <p>※つづき 【情報ネットワークに関する制度・運用改善】</p>	<p>○公的個人認証サービスに係る経費負担の明確化</p> <p>[提言先 公的個人認証サービス都道府県協議会]</p>	<p>(経費負担の明確化)</p> <p>◇ 電子申請に用いる「電子証明書」の普及が低迷(平成18年度:当初目標1千万件⇒平成21年度末:実績145万件)し、また、運営コストも高い(発行コスト:約5,600円/1件(平成21年))。ネット社会の健全な発展のためには本人確認の仕組みは必要であり、また、国における社会保障・税に関わる国民IDカードの創設等の今後の検討にも留意する必要があるが、現行制度は課題が多く、制度の抜本的見直しをすすめるべき。</p> <p>◇ また、「共通基盤運用事業」については、認証業務本体の費用負担とは別に、各都道府県が宝くじ収益金の持寄額に応じて都道府県協議会へ支出し、同協議会を通じて(財)自治体衛星通信機構へ委託するという複雑な仕組みとなっている。</p> <p>事業内容を精査し経費削減を図るとともに、認証業務本体の費用負担と一本化するなど、費用負担の仕組みをより分かりやすくすべき。</p>	<p>(公的個人認証サービスの経費負担明確化)</p> <p>評価:△</p> <p>【国等に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年11月、公的個人認証サービス都道府県協議会に対し、共通基盤運用事業の認証事務本体費用との一本化について要望を行った。 23年6月、公的個人認証サービス都道府県協議会から国に対し、「社会保障・税に関わる番号制度に係る「公的個人認証サービスの改良」等において特段の財政措置を求める提言」を行った。 23年12月、全国知事会から国に対し「社会保障・税番号制度の導入に伴う地方共同法人に関する申し入れ」において、公的個人認証サービスの経費削減や、システム改良等に関する国の財政措置についての申し入れを行った。 <p>【制度の改善状況及び今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費削減の観点から、共通基盤運用事業の内容及び経費について精査を求め、協議会内で検討を行った。その結果、公的個人認証サービス事業にかかる府負担額は22年度当初予算比で約360万円の減となった。 協議会では、社会保障・税番号制度導入の動向を見据えながら、公的個人認証サービスの事業内容やシステム改良の精査及びこれに伴う負担金を含めた経費のあり方について25年度に本格的な検討を進める予定。 	総務部 IT推進課
	<p>○総合行政ネットワークとして必要な機能等の精査</p>	<p>◇ 安定した行政ネットワークとして利用が拡大しており、インフラ効果は次第に出てきているが、使っている技術が古く複雑で、設備にも無駄が多いことから、機器費や管理経費が、一般的なネットワークに比べて高い。(全国:約27億円/年 大阪府:約6,200万円/年)</p> <p>第三次整備(H24)に向け、新しい技術を取り入れた汎用的な機器の導入や、サービスの利活用をすすめるなど、ネットワーク構成や機能水準を見直し、さらなる経費削減を図るべき。</p>	<p>(総合行政ネットワークとして必要な機能等の精査)</p> <p>評価:◎</p> <p>【国等に対する提言の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 22年度中に、第3期整備の機能仕様の検討会(運営協議会幹事会)において、ネットワーク構成の抜本的な見直し等、技術・専門的な見地からも含め費用低減に資する意見や提案・提言を積極的に行った。 その結果、23年3月に総合評価型入札で選定された新事業者決定においては、ネットワーク性能を約10倍に引き上げたにもかかわらず予定価格に比べて大幅に下回る応札となった。 また、23年度には、年度末に実施されるアプリケーションのサーバ類等の調達に対し、経費削減の観点から、意見提出を行った。 その結果、他の見直しも含め、経常費ベースで事業全体で8.9億円、府負担分は概算で約2千万円の減となった。(ただし、24年度はサーバ類の入替え一時費用等の増により、事業全体で約4.3億円、府負担額は約1千万円の減のみ。) <p>※第三次整備の一連の調達について対応を完了。</p>		

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課	
3	その他 【公会計に関する制度・運用改善】	○決算資料の充実と全国的な会計基準の統一 [提言先 総務省]	◇ より充実した決算の審議を行うため、地方自治法など関係法令により定められている決算調書様式を、自治体の判断により、独自の財務諸表を活用できるよう緩和すべき。 その上で、地方自治体の経営改善への取組みを推進するためには、複式簿記・発生主義・日々仕訳による新公会計制度の導入が不可欠であり、地方自治体の実情を反映させた上で、全国標準的な会計基準を整備すべき。	(決算資料の充実と全国的な会計基準の統一) 評価：× 【国に対する提言の実施状況】 (24年度) ・24年7月、総務省に対して、「平成25年度財務会計制度に関する国の施策に関する提案・要望」を実施し、全国標準的な会計基準の検討と決算資料の充実を要望した。 ・24年8月、総務省に対し、全国標準的な会計基準の検討と決算資料の充実に関する要望を行った。〈全国知事会〉 【制度の改善状況及び今後の対応】 ・25年度においては、提言内容は実現せず。今後とも、決算資料の充実と全国的な会計基準の統一が実現されるよう、国に対し必要な要望を行っていく。	会計局
3	その他 【出資法人改革関係】	○補助金等の要件緩和(国制度に基づく実施事業の最適な実施主体の選択) ・農地保有合理化事業(財団法人大阪府みどり公社) ・モノレール事業(大阪高速鉄道株式会社) [提言先 農林水産省・国土交通省]	◇ 国の制度や補助金が、以下のように第三セクターのみを対象としているものなどがある。 ・ 国が全国統一の事業実施を期するため、法令により、事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 ・ 国が国庫補助対象事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 出資法人改革をさらに推進するため、このような国制度に基づき出資法人が実施している事業について、民間による実施や直営など、最適な事業実施主体を選択できるようにすべき。 (農地保有合理化事業) ◇ 農地保有の合理化を促進するため農地の売買・貸付等を実施する同事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県が設置する「農地保有合理化法人」(府が基本財産の過半を占める財団法人等で、主として同事業等を行うと認められるもの)において実施が可能となっているが、府では、農業後継者の確保などの課題もあり、成立件数が増えない状況。そのため、府が直接実施することも可能となるよう制度改正の提言を検討 (モノレール事業) ◇ 同事業のインフラ整備に対し府が国庫補助金を受けるには、会社の経営主体が地方公共団体又はこれに準ず(出資比率51%以上の第三セクター)ことが要件。今後、民営化の検討をすすめていく上でネックとなる、出資比率要件の緩和のため制度改正の提言を検討	(補助金等の要件緩和・農地保有合理化事業) 評価：× 【国に対する提言の実施状況】 (22年度) ・22年10月に、近畿農政局に対し、補助金等の要件緩和・農地保有合理化事業に関する協議を行った。 ・国の見解としては、21年12月に農地法等が大幅に改正され経過を見定めている中で、現時点での更なる改正は時期尚早との回答。 (23年度) ・23年11月に、近畿農政局に対し、再度協議を行ったが、売買を中心に農地保有合理化法人が担っていくとした事業仕分けの結果もあり、現政権下での改正は困難との回答。 (24年度) ・24年7月に、農林水産省経営局農地政策課に対し協議を行ったが、関連法及び制度改正の予定は無いとの回答。 ・25年度国概算要求において、これまで特別会計で手当されていた農地保有合理化事業予算が一般会計化するという変化はあったが、「事業を府が直接実施」という変更は無かった。 ・政権交代を受け、予算の25年度での一般会計への移行は見送られる模様、しかし制度改正等の動きは無かった。 ・今後、国の「農地保有合理化事業」のあり方を検討する動きを踏まえながら、国に対して制度改正の協議を行う。	環境農林水産部 農政室

番号	項目	提言内容		提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	その他 ※つづき 【出資法人改革関係】	○補助金等の要件緩和(国制度に基づく実施事業の最適な実施主体の選択) ・農地保有合理化事業(財団法人大阪府みどり公社) ・モノレール事業(大阪高速鉄道株式会社) [提言先 農林水産省・国土交通省]	◇ 国の制度や補助金が、以下のように第三セクターのみを対象としているものなどがある。 ・ 国が全国統一の事業実施を期するため、法令により、事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 ・ 国が国庫補助対象事業の実施主体を特定の要件を満たす法人に限定 出資法人改革をさらに推進するため、このような国制度に基づき出資法人が実施している事業について、民間による実施や直営など、最適な事業実施主体を選択できるようにすべき。 (農地保有合理化事業) ◇ 農地保有の合理化を促進するため農地の売買・貸付等を実施する同事業は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき都道府県が設置する「農地保有合理化法人」(府が基本財産の過半を占める財団法人等で、主として同事業等を行うと認められるもの)において実施が可能となっているが、府では、農業後継者の確保などの課題もあり、成立件数が増えない状況。そのため、府が直接実施することも可能となるよう制度改正の提言を検討 (モノレール事業) ◇ 同事業のインフラ整備に対し府が国庫補助金を受けるには、会社の経営主体が地方公共団体又はこれに準ず(出資比率51%以上の第三セクター)ことが要件。今後、民営化の検討をすすめていく上でネックとなる、出資比率要件の緩和のため制度改正の提言を検討	(補助金等の要件緩和・モノレール事業) 評価:◎ 【国に対する提言の実施状況】 (23年度) ・23年6月、国との協議の結果、モノレール等の軌道事業のインフラ整備については、出資比率にかかわらず、社会資本整備総合交付金の活用が可能であるとの回答を得たことから、本課題については解消済み。	都市整備部 交通道路室 都市交通課

番号	項目	提言内容	提言及び実現の状況	担当部局・室課
3	その他 【公務員制度改革関係】	<p>○本庁部長の任用制度</p> <p>○民間人材の活用 ・地方公務員版官民交流法の制定 ・任期付任用の要件緩和</p> <p>○管理職の降任基準の緩和</p> <p>○労使協議による給与、勤務条件の決定</p> <p>○地方公共団体独自の給与制度の構築</p> <p>[提言先 総務省]</p> <p>(本庁部長の任用制度) ◇ 本庁部長は、知事の特別の信任の下に任用される職として、庁内外から広く人材を登用できるよう新たな任用制度を導入すべき。</p> <p>(民間人材の活用) ◇ 地方公務員版官民交流法の制定 ・ 民間企業から人材を受け入れやすくするため、企業との雇用関係を維持したまま府の職員に任用できるよう、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に準じて、地方公共団体と民間企業との人事交流に関する法律を制定すべき。</p> <p>◇ 任期付任用の要件緩和 ・ 特定の職について、庁内外を問わず最適な人材を確保するため、庁内に人材がない場合などとなっている任期付任用制度の採用要件を緩和すべき。</p> <p>(管理職の降任基準の緩和) ◇ 管理職手当を支給される職員(管理職)を、下位の職務上の職(管理職に限る)に異動する場合は、地方公務員法の降任処分に当たらないものとすべき。</p> <p>(労使協議による給与、勤務条件の決定) ◇ 地方公務員に労働協約締結権を認め、労使協議による給与、勤務条件の決定ができるようにすべき。</p> <p>(地方公共団体独自の給与制度の構築) ◇ 職務給を実現するため、必要な手当の創設を可能にするなど、条例により地方公共団体独自の給与制度を構築できるようにすべき。</p>	<p>(本庁部長の任用、民間人材活用、管理職降任基準、給与・勤務条件の決定、給与制度)</p> <p>評価：×</p> <p>【国に対する提言の実施状況】 ・国会で「国家公務員の労働関係に関する法律案」が継続審査中であり、動向を注視するため、提言を見合わせている。 ・本庁部長の公募など、職員基本条例に基づく取り組みを行っている。</p>	総務部 人事室